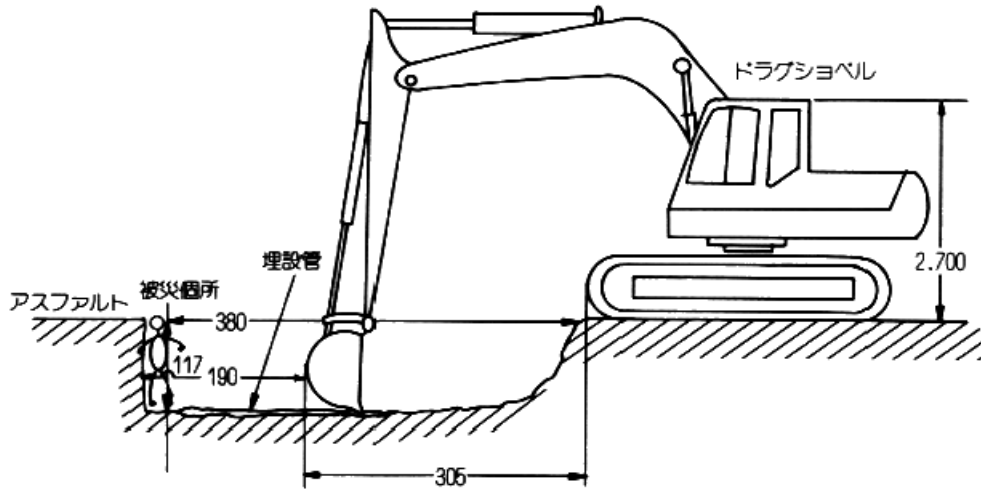


## ドラグ・ショベルで掘削作業中、バケットと掘削土壁の間に挟まれる



工事は町道の改修工事で、その概要は、幅 4m の簡易アスファルト舗装の道路を延長 530m にわたって幅 5m に拡幅するとともに、約 1.3m 掘り下げ、両側に U 字溝を設置し、路盤基礎砕石層を厚さ約 0.9m 敷設・転圧する工事であった。

災害発生当日、作業人員は、元請が現場代理人、監督員、下請が作業員 4 人(うち重機オペレーター A、被災者 B)であった。

作業予定内容は、

- (1) 幅 4m の簡易アスファルト舗装の道路を幅 5.8m、深さ 0.8~1.3m、延長 20m ドラグ・ショベルで掘削する
- (2) 途中、埋設塩ビ管を手掘りにより露出させる
- (3) 掘削の後、砕石を入れローラーで転圧する

というものであった。

災害発生当日の朝、作業打合せの後、現場代理人は、資材の手配のため現場を留守にしていた。

作業分担は、A がドラグショベルの操作、B が掘削箇所周辺で丁張りの設置、他の 2 人も同様の作業であった。

作業が進みドラグ・ショベルで約 15m ほど簡易アスファルト道路を掘削したところで、埋設塩ビ管の確認のため、ドラグ・ショベルでの作業を停止し、A は B に対し、手掘りで埋設塩ビ管を露出させるように指示した。

B が埋設塩ビ管を露出させる作業に従事している際に、A は、ドラグ・ショベルを手掘り作業中の B の近くに止めたまま、所用でいったん事務所へ帰り、B の作業が終わるころを見計らって、現場での作業を再開した。

A はドラグ・ショベルを運転し、掘削面をならそうとバケットを前方に振り出し、手前に引くと、まだ手掘りの作業をしていた被災者 B がバケットの向こ

う側に倒れていた。

この災害の原因としては、次のようなこと考えられる。

- 1 手掘り作業中の B のすぐ近くにドラグ・ショベルを止めていたことから、結果的にドラグ・ショベルの作業半径内に作業者を立ち入らせていたこと。
- 2 ドラグ・ショベルのオペレーターが手掘り作業の終了の有無を確認せず、作業を開始したこと。
- 3 機械掘削と手掘りの混在作業にもかかわらず、誘導員等を決めずに作業を実施していたこと。

同種災害を防止するためには、次の対策を徹底する必要がある。

- 1 手掘り作業の行われている場所の周辺に、ドラグ・ショベルを止めないこと。やむを得ず、機械掘削と手掘りの混在作業を実施する場合であっても、ドラグ・ショベルの作業半径内には作業者の立入り禁止措置を講ずる、または、誘導員を配置し、この者の誘導に従って作業を実施させること。
- 2 作業箇所周辺における危険の有無について、作業開始前に確認を行わせる等、日ごろから安全教育を徹底しておくこと。